三　法第八十一条の九第八項第二号ハ又はニに掲げる事実が生じた同号の連結親法人の当該事実に係る同号ハ又はニに定める連結事業年度　イからニまでに掲げる事由（当該連結親法人の当該事実が再生支援（株式会社地域経済活性化支援機構法第二十四条第一項（支援基準）に規定する再生支援又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十八条第一項（支援基準）に規定する再生支援のうち、財務省令で定めるものをいう。ホにおいて同じ。）によるものである場合にはイ、ロ及びホに掲げる事由とし、当該事実が生じた日以後に生じたものに限る。）

イ　当該連結親法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたこと。

ロ　当該連結親法人の発行する株式が店頭売買有価証券登録原簿に登録されたこと。

ハ　当該連結親法人の当該事実に係る債務処理に関する計画（ニにおいて「再建計画」という。）で定められた弁済期間（当該連結親法人が当該連結親法人に対する債権で当該事実が生じた日前に生じた債権として財務省令で定めるもの（ニにおいて「事実発生前債権」という。）に係る債務の弁済をする期間をいう。）が満了したこと。

ニ　当該連結親法人の当該事実に係る事実発生前債権の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと（当該連結親法人以外の者で当該連結親法人の事業の再生のために債務を負担する者が当該連結親法人の当該事実に係る再建計画において明示されている場合において、その者が債務（当該再建計画において定められているものに限る。）を負担したときは、その負担によりその者が当該連結親法人に対して有することとなつた債権及び当該事実発生前債権の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと。）。

ホ　当該連結親法人の当該事実に係る再生支援に係る全ての業務が完了したこと。

2　法第八十一条の九第八項第二号イに規定する政令で定める事実は、同号イの更生手続開始の決定に係る次に掲げる事実とする。

一　当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

二　当該更生手続開始の決定に係る更生手続廃止の決定の確定

三　当該更生手続開始の決定に係る更生計画不認可の決定の確定

3　法第八十一条の九第八項第二号ロに規定する政令で定める事実は、同号ロの再生手続開始の決定に係る次に掲げる事実とする。

一　当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定

二　当該再生手続開始の決定に係る再生手続廃止の決定の確定

三　当該再生手続開始の決定に係る再生計画不認可の決定の確定

四　当該再生手続開始の決定に係る再生計画取消しの決定の確定

4　法第八十一条の九第八項第二号ニに規定する政令で定める事実は、法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして財務省令で定めるものがあつたこと（同号ハに掲げるものに該当する事実を除く。）とする。

5　法第八十一条の九第八項第三号に規定する設立の日として政令で定める日は、同号の連結親法人の設立の日（当該連結親法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日とし、当該連結親法人が当該各号のうち二以上の号に掲げる法人に該当する場合には当該二以上の号に定める日のうち最も早い日とする。）とする。

一　合併法人　当該合併法人とその合併に係る被合併法人の設立の日のうち最も早い日

二　分割承継法人（その分割により分割法人が行つていた事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き行うものに限る。）　当該分割承継法人とその分割に係る分割法人（その分割により当該事業を移転するものに限る。）の設立の日のうち最も早い日

三　被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が行つていた事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き行うものに限る。）　当該被現物出資法人とその現物出資に係る現物出資法人（その現物出資により当該事業を移転するものに限る。）の設立の日のうち最も早い日

四　その連結親法人との間に完全支配関係（当該連結親法人による完全支配関係又は法第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人（当該連結親法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものに限る。）の残余財産が確定した場合における当該連結親法人　当該連結親法人と当該他の内国法人の設立の日のうち最も早い日

五　特別の法律に基づく承継を受けた法人その他財務省令で定める法人　当該承継に係る被承継法人の設立の日その他財務省令で定める日

6　法第八十一条の九第八項第三号に規定する政令で定める事由は、同号の連結親法人に係る次の各号に掲げる事由とし、同項第三号に規定する当該事由が生じた日として政令で定める日は、当該各号に掲げる事由が生じた日とする。

一　その発行する株式が金融商品取引所等に上場されたこと。

二　その発行する株式が店頭売買有価証券登録原簿に登録されたこと。

第百五十五条の二十二第十項中「前条第三項」を「第百五十五条の二十一第三項（連結欠損金個別帰属額等）」に改める。

第百五十五条の二十五各号を次のように改める。

一　当該各連結法人の当該連結事業年度の法第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額又は同項に規定する個別欠損金額に当該連結事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率（当該各連結法人に係る連結親法人が同条第二項に規定する連結親法人である場合には、同項に規定する割合）を乗じて計算した金額に次号に掲げる金額を加算した金額（当該連結事業年度において次に掲げる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）

イ　第百五十五条の四十五（連結法人税額から控除する外国税額の個別帰属額の計算）に規定する各連結法人に帰せられる部分の金額

ロ　法第八十一条の十六（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）又は第八十一条の十七（連結事業年度における税額控除の順序）の規定により法人税の額から控除する金額のうち各連結法人に帰せられる金額

ハ　次に掲げる規定により法人税の額から控除する金額のうち各連結法人に帰せられる金額

(1)　租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項後段（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の四第一項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分を除く。）

イ　租税特別措置法第六十八条の九第二項から第四項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（連結親法人が同条第二項に規定する中小連結親法人に該当する場合に限る。）、第六十八条の十第二項若しくは第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第六十八条の十一第七項から第九項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第六十八条の十三第一項若しくは第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の